⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
３⑴の問い合わせ先と同じ
⑶　入札説明書の交付方法　本日より平成22年10月12日まで縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成22年10月12日17時00分
⑸　電子入札システムによる入札書の受領期限、及び、紙入札・郵送等による入札書の受領期限　平成22年10月26日17時00分
⑹　開札日時及び場所　平成22年10月27日13時30分　国土交通省航空局入札室
４　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
ⓐ　電子入札システムによる参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
ⓑ　紙入札方式による参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
この一般競争に参加を希望する者は、平成22年10月12日までに、本公告で示した購入等件名及び数量を確実に納入し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を提出し、当職の競争参加資格の確認を開札日の前日までに受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書４⑸に掲げる入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaru Honda, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the products to be procured : 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Parts of Integrated ENroute Control System Type IECS—05.
⑷　Delivery period : March 30, 2011.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have grade A or B. “Selling” in Kanto Kosinetu in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2010／2011／2012.
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑤　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑺　Time-limit of tender : 17 : 00 October, 12 2010.
⑻　Contact point for the notice : Daisuke Sawada Contract section, Budget and Property Administration Office, Administration Department, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2—1—3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100—8918 Japan. TEL 03—5253—8111 (Ext. 48655)

○第 0547 号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量
ＲＨ—93型無線電話受信装置等の部品の購入（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　納入期限　平成23年３月30日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　第0546号に同じ。
２　第0546号に同じ。
３　入札書の提出場所等
⑴、⑵及び⑶　第0546号に同じ。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成22年10月12日17時00分
⑸　電子入札システムによる入札書の受領期限、及び、紙入札・郵送等による入札書の受領期限　平成22年10月26日17時00分
⑹　開札日時及び場所　平成22年10月27日14時00分　国土交通省航空局入札室
４　その他
⑻　詳細は入札説明書による。
⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹及び⑺　第0546号に同じ。
５　Summary
⑵　Classification of the products to be procured : 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Parts of Receiver HF Type RH—93, and so on.
⑷　Delivery period : March 30, 2011.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑺　Time-limit of tender : 17 : 00 October, 12 2010.
⑴, ⑹ and ⑻　The same with the notice above.

○第 0548 号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　19
⑵　購入等件名及び数量
航空機部品（ＴＲＵ１個他９点）の購入（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　納入期限　平成23年３月25日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（非課税取引及び課税対象外取引についても105分の100の金額を記載すること。）
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　第0546号に同じ。